

## 鳥取県新規就農者育成方針

## (1) 新規就農者の確保に向けた課題、目標

高齢化・人口減少が本格化する中、本県の産地及び農地の維持には経営感覚に優れた農業者の確保・育成が喫緊の課題である。そこで、新規独立自営就農者のさらなる確保に向け、産地による受入体制の整備とJUターン就農希望者、農業後継者の働きかけを強化する。また、新規雇用就農者の確保のため、雇用就農者の一層の確保と定着率向上を図る。

○目標：新規独立自営就農者 80 名／年、新規雇用就農者 120 名／年

## (2) 新規就農者に対するサポート内容

## 【相談】

・県の就農相談の総合窓口である鳥取県農業経営・就農支援センターが県内外で就農相談を行っており、市町村や農協等の関係機関と一体となってサポートする。

## 【研修】

・鳥取県立農業大学校で、農業の基礎知識の他、実践に活かせる基本技能の習得及び就農品目の一連の管理作業など高度な知識と実践力を習得する研修を実施。

・就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として受け入れ、県内の先進農家等での実践的研修や農業経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指す取り組みを支援。

## 【就農後の支援】

・農業改良普及所が、生産及び経営技術の習得と向上のための個別指導や研修会の開催、個々の経営状況の把握分析などを実施。鳥取県農業経営・就農支援センターが、新規就農者の経営課題ごとに専門家を含む支援チームを派遣して解決。

## (3) 経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するために鳥取県が独自に設定する要件

親族(3親等以内の者をいう。)の農業経営の全部又は一部を継承して農業経営を開始する者(以下「経営継承者」という。)にあつては、原則として継承する経営基盤以外で、基盤強化法第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において市町村が定める新規就農者の所得目標を目指す者であること。

## (4) 経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表 I の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

①県振興作物の作付	2P:スイカ、白ネギ、ブロッコリー、ラッキョウ、ナガイモ、トマト、ミニトマト、アスパラガス、イチゴ、ストック、ユリ、リンドウ、花壇苗、梨、柿、ブドウ、肉用牛、酪農、養豚、養鶏
②県が位置付ける研修機関の卒業(準備型の研修機関)	1P
③親族から継承する基盤の有無	2P:無、0P:有

注)①について、複合経営などで複数の品目を栽培している場合には、主たる品目(売り上げで最も割合が高い品目)のポイントのみとする。

注)県ポイントができる限り残らないように、公平に分配することとする。各個人のポイントに(県ポイント÷要望している個人ポイント合計値)を積算して(小数点以下は切り捨て)調整する。